

群馬労働局の取組 トピックス

(女性活躍推進法の改正、群馬働き方改革推進支援センター、テレワーク月間)

発信者 雇用環境・均等室



- 〇群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の 皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP(新着情報)にも掲載しています。
- ○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。 (027-896-4739)

1) 女性活躍推進の取組が義務化されます ~労働者数101人以上300人以下企業に拡大~

【女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出等】

- ○女性活躍推進法に基づき、現在、常時雇用する労働者が301人以上の 事業主には、**女性の活躍推進に関する行動計画の策定・届出や、自社 の情報公表等**が義務付けられています。
- 〇上記取組が、常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の事業主について、令和4年4月1日から義務化されます。
- ○女性活躍推進法に基づく取組の詳細は、**厚生労働省** ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html

【取組のポイント】

- 1. 行動計画の策定
- (1) 自社の状況把握(男女の平均勤続年数、管理職に占める女性割合など)
- (2) 1つ以上の数値目標を盛り込んだ行動計画の策定
- (3) 行動計画の労働者への周知、外部への公表
- (4) 行動計画を**策定した旨の届出**(群馬労働局あて)
- 2. 自社の情報公表 女性の活躍に関する自社の情報を1項目以上公表

【事業主への支援】

1. 女性活躍推進企業データベース 厚生労働省が運営しており、**行動計画や自社の情報を 公表する場**として、無料で御利用いただけます。他社の 取組を検索することも可能です。

https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/

- 2. 中小企業のための女性活躍推進事業 (厚生労働省委託事業) 女性活躍推進アドバイザーが、**行動計画の策定等を 興業犯 無料でサポート**します。御要望に応じて、電話又は訪問 により支援します。 https://joseikatsuyaku.com/
- 3. 両立支援等助成金(女性活躍加速化コース) 女性活躍に関する行動計画を策定し、行動計画に沿った**取組 目標の実施及び数値目標の達成がなされた場合**に支給されます。







企業担当者の方

▶ データの登録・修正

女性の活躍推進企業 🚾



~女性が活躍する新たなステージへ~

あなたの女性活躍を 企業の女性活躍を しっかり支援します!



② 働き方次革は「群馬働き方次革推進支援センター」におきかせ!

群馬働き方改革推進支援センターでは、働き方改革の取組を行う中小企業事業 主の皆様への支援として、社会保険労務士による、**電話無料相談や無料の個別訪 問支援**を行っています。

- ~こんな場合にご相談ください~
 - ▶同一労働同一賃金について教えてほしい
 - ▶パートタイマーなどの処遇を改善したい
 - ▶必要な「就業規則」の見直しは
 - ▶36協定について詳しく知りたい など

また、**小規模の勉強会やセミナーへの講師派遣**、**商工会議所などでの出張無料** 相談を行っています。







【働き方改革推進支援関連セミナー WEB開催】について

群馬働き方改革推進支援センターでは、 「自社の賃金制度と同一労働同一賃金に向き合う!」と題して、

以下のセミナーを実施いたします。 (Zoom開催、参加無料、厚生労働省委託事業)

セミナー内容:■労働市場と賃金の変化 ■同一労働同一賃金改正のポイント

> ■賃金と人材活用の関連を考える ■基本給・賞与・退職金の考え方

■自社の制度を見直す

開催日時:令和3年12月8日(水)13:30~15:00 申込方法:参加希望者は下記URLからお申し込みください。

セミナー開始時のZoomアカウントをメールにてお送りさせていただきます。

https://forms.gle/4Fi8Wom2msHNSoQ8A

定員:100名 先着順

申込締切:令和3年12月3日(金)

対象者: 県内中小企業・商工会議所・商工会・金融機関・社会保険労務士・事業主団体 等

お問合せ先: 群馬働き方改革推進支援センター(厚生労働省委託事業)

電話0120-486-450

群馬県前橋市元総社町528-9(群馬県社会保険労務士会内)

働き方改革推進支援関連セミナー WEB開催 小企業の人材確保・成長につなげる 自社の賃金制度と 同一労働同一賃金に向きあう! 13:30~15:00 令和3年12月3日

【11月はテレワーク月間 /

働く、が姿は

テレワーク月間 | https://www.teleworkgekkan.org/

※「群馬働き方改革推進支援センター」の詳細は以下のアドレスよりご確認ください。 http://gunma-sharoushi.com/consultation/business.php

11月は「テレワーク月間」です!

厚生労働省では、**11月を「テレワーク月間」**と位置づけております。テレワークの導入を 促進するため、企業向けセミナーをオンライン形式で実施しています。詳細は、次のURL をご確認ください。<u>https://kagayakutelework.jp/seminar/</u>

【テレワーク導入に向けて参考資料】 (詳細は各URLをご確認ください)

➤テレワークガイドライン:導入に際しての留意点、労務管理上の留意点、テレワークのルール策定と 周知等が盛り込まれたもの

https://www.mhlw.go.jp/content/000828987.pdf

▶人材確保等支援助成金(テレワークコース):良質なテレワークを新規導入し、実施することにより 労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果を上げた中小企業事業主を支援

https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000766164.pdf

➤テレワーク相談センター: テレワーク導入前や導入後のお悩みなど様々なご相談を受け付けています。 https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000716400.pdf

▶ 厚生労働省HP「テレワーク普及促進関連事業」サイトもご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/roudoukijun/shigoto/telework.html

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunmaroudoukyoku/hourei seido tetsuzuki/koyou kintou/topics.html



トピックスのバックナンバー はHPを見てね!



